

## 東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年2月26日(月) 午後13時30分～14時35分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

### 出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 迎 幸枝	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 川井 一生	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

### 事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

5. 議 事

議案第35号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について

議案第36号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について

議案第37号 農業振興地域整備計画変更について (除外)

議案第38号 農地のあっせん申出について

6. その他

令和6年度春の農作業賃金について

事務局長	<p>皆さんこんにちは。定刻より早いですけれども、出席される方は皆さんおそろいなので始めたいと思います。今日は農業委員の皆様は全員出席で、推進委員の福田さんが欠席ということでございます。ではお願いします。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。今日くる途中もいろいろ皆さんの話を聞いていると、天気がねというほど、晴れたかと思えば雨が降ってなかなか捌けない天気でありますけれども、雨が降っているとときに農業委員会の総会も終わって、明日からまた元気に気張って頂ければと思いますので。今日は2月期の総会ということでよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは早速、座って進めさせて頂きたいと思います。</p> <p>まずは議事録署名委員の指名についてということで、8番の西田委員、9番の入江委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>4番の報告事項はなしということで、5番の議事の方に入りたいと思います。</p> <p>議案第35号、「農業経営基盤強化促進事業による権利設定について」ということで3件ございます。1件目の議案が関係者がおられますので、森委員さんすみませんけれども退席の方をよろしくお願ひします。それでは事務局よりお願ひします。</p>
事務局	<p>はい、3ページご覧ください。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>まず1件目です。中岳郷の1600-3、樹園地1筆1,563㎡。貸借権の設定です。貸付となっております。利用目的は茶畑で、賃借料については1筆、茶を1kg、5年間の貸し借りとなっております。備考に書いておりますけれども、前耕作者が昨年まで作られておりましたけれども、解約をされたということで、1月の総会でも解約の報告をしております。借受人が隣接地で生産しているということで、ここも合わせて借り受けとなっております。6ページが図面になります。先月も説明したところですが、周りの茶畑を森さんが生産中ということで、合わせてここも借り受けという内容となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。特段問題は無いようですけれども、地元委員さんを始め、何かご意見とかご質問があれば挙手をもってお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。特別何もないですかね。それでは挙手の方をもって採決したいと思いますけれども、1番の件につきまして特に問題ないと思われる委員の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可する方向で進めていきたいと思ひます。</p> <p>続きまして2番に移る前にしばらくお待ちください。</p> <p>それでは2番につきまして事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、4 ページご覧ください。4 ページ・5 ページが所有権移転ですね、2 件ございます。</p> <p>蔵本郷の 1730-1、田 1 筆 2,981 m<sup>2</sup>。売買となっております。利用目的は水田で、1 筆 3,000,000 円でのやり取りです。前回耕作されていなくて、譲受人が作られるというような内容だったかなと思います。合わせて 5 ページ目です。こちらは贈与ですけれども、彼杵宿郷 2396、中尾郷 1073、1076-1、1208-9、1208-65、平似田郷 585。樹園地が 6 筆で 103,694 m<sup>2</sup>。息子さんへの贈与となっております。利用目的は茶畑、贈与ということで 0 円となっております。農業者年金の経営移譲をもらっていらっしゃるということで、親子間での贈与となっております。場所につきましては、さっきの蔵本の分が 7 ページです。圃場整備の所ですね。8 ページ・9 ページが親子間の贈与で、ちょっと簡略化した図面を表示しております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。まず 2 番につきましてご質問とかご意見とかありましたらお受けしますけれども、何かないでしょうか。ないようでしたら採決に入ってもよろしいでしょうか。では 2 番の件につきまして、許可するという事で問題ないと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。引続き 3 番の方の質疑を受けたいと思いますけど、3 番につきましてご意見等ございます方は挙手をお願いいたします。特段ないようでしたら採決に入ってもよろしいでしょうか。3 番につきまして許可する事で問題ないと思われる委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。2 番 3 番とも賛成多数ということで許可する方向で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
議長	<p>続きまして議案第 36 号、「農地中間管理事業による農地利用集積計画について」ということで 2 件事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、10 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。2 件ございます。いずれも借受人は同じです。隣接地で所有者が異なるということで 2 件ございます。</p> <p>1 件目が八反田郷 1046-1、田 1 筆 543 m<sup>2</sup>。使用貸借権の設定です。貸付となっております。利用目的は水田。期間につきましては 4 年 10 か月と中途半端なんですけれども、備考欄に書いております、ちょうど 5 年ではなく、終期については他の中間管理事業での借受地に合わせるということで、2 か月前 12 月の総会でいっぱい借受人が集積されたんですけれども、その終期に合わせるという内容となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>2 件目は八反田郷の 1047、1048。田 2 筆 1,223 m<sup>2</sup>。こちらも使用貸借権で、目的は一緒に水田で期間も一緒となっております。場所につきましては 11 ページに表示しております。岡田商店さんの裏の水田になります。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。この件につきましてご質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思いますけれども、どちらかないでしょうか。ないようでしたら 2 番も含めてご質問等ございませんでしょうか。再度お伺いします。ないようでしたら採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。渡し人が違っていますので、1 件ずつ採決を取りたいと思います。まずは 1 番につきまして許可する方向で問題ないと思われる委員の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。続きまして 2 番につきまして、問題ないと思われる委員の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、全会一致で許可する方向で進めさせて頂きたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>議長</p>	<p>引続き、次の議案に移りたいと思います。議案第 37 号、「農業振興地域整備計画変更について(除外)」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、12 ページご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、東彼杵農業振興地域整備計画の変更について、意見を決定するため審議を求める。年に 2 回ほど出てくる案件なんですけれども、農用地の除外編入に関する議案となっております。</p> <p>まず概要ですけれども、1 件目は三根郷の 2826-1 の一部。田 1 筆 280 m<sup>2</sup>。全体では 841 m<sup>2</sup>なんですけれども、その一部の 280 m<sup>2</sup>となっております。変更区分に関しては農用地の除外となっております。目的については、事業者が一般個人住宅を新築するために農用地から除外するという申請です。備考欄書いておりますけれども、除外後に転用の申請予定ということで、県からの農用地の除外の許可が下りてからになりますので、数か月後に転用の申請が出てくるかなと思います。道路や宅地に囲まれていて、農地としては飛び地になっているような状況です。</p> <p>2 件目まで概要を説明します。千綿宿郷の 314、388。2 筆で 1,256 m<sup>2</sup>。事業者は東京の会社、太陽光発電とかをされている会社です。目的に関しても太陽光発電施設建設のため除外の申請をされております。備考に線引いて書いてますけれども、非農地通知をすでに発出済みということで、地目についても現況地目、山林原野としております。なのでこの後転用の許可は不要になるんですけども、開拓工事をする時に農用地に指定されたままだと駄目ということになってますので、農地法の規制は非農地通知でなくなったけども、農振興の規制がまだ残ってますよと、非農地通知を送る際に伝えてはいるんですけど、ちょっと漏れたということで後付けになるんですけども今から除外をかけると。下に書いてますけども、農用地</p>

除外申請前に着手、もうほぼ終わっているんですけども、していたため顛末書等を添付ということで、内容は今後から注意いたしますという一文ですので資料までは付けておりません。この件に関しては非農地ということで、農業委員会で協議をしないといけないか、もう会長の決済とかでもいいのかなど思ったんですけども、実際農用地に非農地をいっぱい出しておまして、今後も出てくる可能性があるということで、皆さんに事例として報告しておいた方がいいかなということで。元々は去年の末に森委員さんからあそこ何かしよるよという報告があって、一応農林部署に確認をしたら農用地に入っていて、結果こういう形で後付けで除外の申請を出すという形になったという流れです。

それでは1件ずつ内容を説明していきたいと思います。まず13ページ、宅地の方ですね。黄色いところを中心に読んでいきます。利用の目的、一般個人住宅用地。土地の表示等は飛ばします。4番の事業計画等、事業計画者一家が転入するため、新たに一般個人住宅を建設しようとするものである。一個飛ばして(3)が必要性。事業計画者一家が転入により新たな住まいが必要となる。このことから新たに住宅を設ける必要性は認められると判断する。そして一番下ですね、事業計画地は農用地区域の周辺部にあり、既存集落に隣接している。当該地に一般個人住宅を建設しても、農用地の分断、用途の混在などを招くおそれはなく、農用地等への影響はないと判断される。ということです。

14ページ省略します。15ページが位置図です。上の図面の黄色で塗ってある所が農振農用地の分布です。赤で囲ってある所が今回の申請地なんですけれども、間が空いたような所になります。16・17ページが写真ですね。16ページの①から②の写真が国道側から撮った写真です。2826-3と書いてあるその横に建てる予定となっております。17ページの③から⑤が反対の町道側から撮った写真になります。③の手前の方に用悪水路っていうのがあって、ここに町の用水路がありますので、ここに汚水雑排水と雨水は流すということになっております。③のちょっと先に進んだところが⑤になるんですけども、その間が④になります。18ページの図面で見ると、黄色いところが申請地で、上の2827と書いてある所が用悪水路。ここに流すということで、この水路は最終的に川内川の方までずっと流れているのかなと、現地を見に行ったらそんな感じでした。19ページが被害防除計画書です。①の(1)ですね、造成については現状のまま利用する。②日照、通風等については建物の高さを加減するというので、平屋になっております。③の排水が、雨水は水路放流、汚水雑排水は浄化槽での水路放流となっておりますので、さっき簡単に話した用水路に流すと。それを表示してあるのが20ページですね。

ちょっと横にしてみてください、上に町道があるんですけど、申請地との間にある用悪水路に赤いのが汚水雑排水、青いのが雨水を流すという計画です。最終的にどういう排水になるのかは転用の申請の時によく見ないといけないかなと思うんですけども、現段階ではこういう計画となっております。21ページが立面図です。平屋を立てるということでなっております。

	<p>農用地からはずすときに農業委員会に意見を求められています。農業委員会以外には部会とか農協とかの意見を伺ってそこで外しても問題ないということで申請を県に上げて県からまた許可が下りて、その後また農業委員会に転用で上がってくることになります。これが最初の段階です。そういう中で今回申請があったんですけれども、森委員さんもこの用水路が気になる所ではあるんですけど、そこは次の転用辺りまでにいろいろ調べる所もあるんでしょうけれども、この件について今の段階でこの農地を農振農用地からはずしていいかということで判断をして頂きたいと思います。ご質問とかあればお受けしますけども。</p>
森計人委員	<p>7番森です。隣に前来てた人がこの土地を欲しいと相談があったということで、そこも前々から譲渡人の土地で今回買受る土地も同人で周りにも何もありません。以上報告です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。その他ご質問とかご意見とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それでは1番の方につきまして、農振農用地の除外について問題ないと思われる委員さんは挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可するというので県の方へ申達したいと思います。</p> <p>引続き2番の方の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、22ページご覧ください。こちらが除外の目的が太陽光発電施設建設用地で、もう既に作られている状況です。事業者につきましては東京の会社です。この近くでもされている業者さんです。飛ばしまして4番1、事業計画等。すでに太陽光発電施設用地となっており、今後も農用地として利用する予定がない。(3)必要性については申請者が事業拡大により業績向上を図るなかで、新たな太陽光発電施設の建設を行ったところ、申請地が農振法違反案件に該当していることが分かった。原状回復は困難であり、事業者には悪意はなく、今後再発の恐れもないことから農用地区域からの除外はやむなしと判断する。ということで、気づかずにやってしまったというような話になっております。</p> <p>飛ばしまして24ページですね、地図です。ばらばらと農用地が分布してるんですけども、このもっと申請地の南側に大規模な太陽光発電が4、5年前に転用で出されております。</p> <p>25ページ・26ページが現状の写真です。もうほとんど終わっている状況です。27ページが配置図です。白で囲っている所が申請地なんですけれども、一部左上の方は山があって、ここについては農用地じゃないので申請には出てきてないんですけども、そこも含めて3筆で太陽光発電施設を作っている状況です。説明は以上です。</p>

議長	はい、ありがとうございました。この2番につきまして皆様からご質問とかご意見がありましたら挙手をもってお願いしたいと思いますけれども、何かないでしょうか。実際もう建ててしまっているということもあるんですけども、ただそれがどうなのかということもありますのでご意見があったらお伺いしますけども。
山口委員	6番の山口です。太陽光発電の下に道路がありますよね、これはどういう道路ですかね。何年か前に木場の太陽光発電設置の下で水路が溢れて大水が家の方まで来たということで、やはりこういうふうに太陽光発電されたら自分の方に雨が沈むよりも流れる方が多いと思うんですよ。ちょうど写真でも見えますけど、道路があるので。これが私道だったら個人の方に言えば良いのでは赤道とか町道ならこのままだと崩れる可能性もあるので質問しました。以上です。
事務局	町道ですね、町道になっていますので崩れたりしたら建設課に相談してっていう形にはなるとは思いますけども。
議長	森委員さん何か補足があればお願いします。
森重幸委員	森です。これはあつという間に出来上がったんですよ。重機が3台くらい何か動いてるなと思ったらひと月も経たずこういうものが出来上がってしまって、実際この下には町道で地区で伐採作業とかやっていく道路です。だからこの下も畑なんですけど、差し当たって影響はないとは思いますが、以上です。
議長	はい、以上の説明ですけどもほかに質問とかございましたら。
福島委員	推進委員の福島ですけど、今後の再発の恐れがないことから農用地区域からの除外はやむなしと判断されていることですが、今後もこういうことが起きるんじゃないかということで、今後どういった対策をもってこういう案件が対応できるのかということです。
事務局	確かに農用地に出す時点であり得るだろうなとずっと思っていたんですけど、実際に起きてしまったということで。思ったより県がそこまで厳しく元に戻せとか言うのかなと思ったらそこまでは言わずにできたんですけど、これから厳しくなるというような話もあったりとかで注意をしないとイケないなということで、一応写真を撮って回るようにはしてるんですよ。1回農用地で非農地を出したところはパツとは見てもらってますね、写真に収めているんですけども、その後には起きちゃったのでまたどうやってチェックしていくか。あとは、外していかないんですよ。なので非農地を出したところを農林部署にお願いしないといけないんですけど、外して行ってもらうしかないか。あとは農用地の全体見直しって言うのが何年かに1回ありますので、そのタイミングで全部消してもら

福島委員	<p>とか。っていうことをしてもらえば再発することはないのかなと思います。</p> <p>今のところ農振地と除外されてる部分の差別化が意味があるのかなと。どういう関係があるんですか。</p>
事務局	<p>確かになんでここも入ってるのかというところも入ってたりするんですよ。やっぱり定期的に見直しをしないといけないというので。例えば圃場整備とかですね今後も守っていかないといけないということで、農用地にしておいた方がいいと思うんですけど、山の中にぽつぽつとあるやつは見直しをしてもらわないといけないだろうなという状況ですね今のところ。</p>
福島委員	<p>もともと農振地域というのはどういったあれで出来たんですか。</p>
事務局長	<p>農振法という法律があって、農業振興地域の整備に関わる法律があるんですけど、その中でこの土地は農業に特化した土地にしますよということでまとまった一覧の農地ということで指定をされてるんですけど、これが5年に1回くらい見直しか見直さないかをして必要な時は見直すようになってるんですけど、うちが平成27年か28年の時に見直しをして、そろそろ全体見直しをしないといけない時期になってきてるんですけど、一番スタートははっきり覚えていないんですけど、法律でまとまって農業を振興していく地域ということで指定されて、町内もほとんど指定をされておまして、中山間とかいうのもこの農振農用地じゃないと中山間に入れないとか、町内でまとまった農地ではいってないのは東町のそのあたりの農地以外は大体非農地が入ってるというのが現実でありまして、荒れたところを先程前田が言いましたように農林水産係の方で全体見直しの時に全部外していくという作業をしていく必要があるかなと思っております。</p>
福島委員	<p>これは強制で入ったということですか。</p>
事務局長	<p>スタートが分らないんですよ。</p>
議長	<p>おそらく補助事業が絡めば絶対入らないといけないんですよ。なので例えばみかん農家で選果場を作るのでまとまって皆入ったとかかもしれないし、茶畑で言えば茶工場を建てるので皆入っておかないと作れないとか、補助事業が利くようにと思いますから。ただ、野菜農家など補助事業が関係ないところは中心部でも入っていないとかもあるんですよ。おそらく補助事業関係が主になってくると思います。</p>
事務局長	<p>本人からの申し出で先程説明の中に町の方に農業振興地域促進協議会というのがあって、そこで最終的に話をするんですけど、そのために意見照会ということで今回農業委員会とJAさんから意見をもらってその意見をもとに県の方に進達す</p>

	<p>るんですけど、一応本人さん、もしくは中山間なら中山間とかその代表者から申請があって、編入しますよということで問題ありませんかということで編入したりするんですけど、知らないうちに勝手に編入されるということはなかなかないと思います。</p>
福島委員	<p>農振地でわからず勝手に入った人とかもいるんですよ。農振農用地から除外するというのもなかなかできないということで、そう言ったときに途中から入った人も農振地域除外も簡単にできないんですよ。</p>
事務局長	<p>そうですね。去年も中山間に編入があったんですけども、あんまり守っていくべき農地じゃないようなところも中山間に入れたいということで入ったんですけども、本人さんには一応農用地に入れてしまえばなかなか除外するのは難しいですよというのは初めに伝えております。</p>
議長	<p>農振地についてはこういう説明でよかったでしょうか。こういうのは話をしないとわからないので。その上で今回森委員さんが見つけて下さったのでわかった話ですけれども、この件につきまして実際は農地としてはほとんど使われていない所だったんですよ。それで今後農振地域の見直しも必要だった場所ということで、特段現状のうちは問題ないかと思うんですけども、その辺皆さんからまた意見がございましたら合わせて聞かせていただきたいと思います。採決に入ってもよろしいでしょうか。</p>
宮脇委員	<p>2番の宮脇ですけど、この業者自体東京都にあるわけですよ。この業者はこういう事業をするのに対して窓口としてはどこまでうちにこれを作るんですか。たとえば東彼杵町にそういうのを作りたいと自分たちが直接飛び込んできてやるのか、誰か県内にそういう委託業者みたいなのがいるのか。この会社の素質自体が私は疑われるんじゃないかと思うんですが。</p>
事務局	<p>詳しいところまでは知らないんですけど、一応農林部署の方が現場を見に行ったら諫早にあります会社が下請けになってるのかわからないですけども、現場作業をされていたということで、東京にあってこっちの窓口はその会社になってるのかなと思われま。そこまでしかわからないですけども。</p>
宮脇委員	<p>しいて言えばマイナスじゃないですけど、この業者さん自体がそういう素質がないような形で事業をしているということが影響しているのではないかと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。確かにですね、業者の方にも若干のペナルティーといか、情報共有とかも必要かと思います。今回の件につきましても可能であれば農業会議あたりの中で報告して、そっちの県でもこういう事例があれば並行し</p>

議長	<p>てこういう業者って言うのが分って行けば少しは抑制できると思いますので、まずは話を農業会議の方に進めていきたいと思います。</p> <p>その他ご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それではこの2番太陽光の設置場所につきまして、許可する事で問題ないと思われる委員さん挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで県の方へ申達して話を進めたいと思います。</p>
議長	<p>それでは続きまして議案第38号の「農地のあっせん申出について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、28ページご覧ください。下記の通りあっせんの申し出がありましたので、審議願います。1件です。</p> <p>駄地郷の928、929。田2筆、2,461㎡。申出者が名義の相続人からです。希望は売買か貸借。あっせんの理由は、前耕作者より返還されたため。数年前まで、前耕作者がいちご苗を生産していた圃場ですけれども、いちごを作らなくなりましたのでもう返されて、誰かいませんかというお話でございます。備考に書いておりますけれども、貸借の場合は無償で使用貸借で可。売買の場合は価格はその時また話し合いたいということでございました。</p> <p>29ページが場所になります。ここでいちご苗を生産されて、いちごの圃場についてはもう少し北の方で4～500mですかね、そこももうやめられてて誰も作る人がいない状況でございます。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。あっせんの申出ということで、地元の林田委員さん何か補足はありませんか。</p>
林田委員	<p>5番の林田です。あっせん申出者は私と一緒に働いているんですけど、今言われたようにいちごの苗を育ててたんですが返されたということで相談がありました。私も見に行きました。綺麗にハウスも使ってあって、綺麗に整地してありましたけど、本人さんと一応立会をしてきたんですけど、2枚で結構広くただ田んぼを作るには水が足りないかなと。水は来てるんですけど、田んぼをするには水が足りないかなと感じたんですよ。それで本人さんもあっせんを出してくださいと言ったんですけど、もしかしたら買う人はいないかもねとは話してます。一応そういう話はしております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。やっぱり田んぼにするには水が足りないですか。</p>
林田委員	<p>水は通ってるんですけど、ちょっと少ないかなと思うんですよ。</p>

渡邊委員	<p>8 番の渡邊です。私も現地調査で度々行くんですけど、さっき言われた通り前耕作者がいちごの苗を作られてたんですよね。結構広くて 25m プールくらいの広さが 2 枚上下あって、今じゃっかん言われた通り水がイノシシとかが入ってるので整備すれば田んぼするには使えるんじゃないかなと。ただイノシシ対策ができてないのでちょっと難しいところもあるんですけど、周りはワイヤーメッシュをして対策をしてあるので、そのあたりをちゃんとすればできるんじゃないかと私は思っていました。以上です。</p>
議長	<p>近辺に農地を増やしたい方はいらっしゃらないですか。</p> <p>一応あっせん委員という形で林田委員さんと渡邊委員さんと近隣の委員さんでうちに作りたい人がいるかもしれないという方も入って頂いて、あっせん委員という形であっせん相手を探してもらってもよろしいですかね。そう言うことで林田委員さんと渡邊委員さんにあっせん委員ということで近くの耕作者の方を探して頂くという方向で進めていきたいと思えます。その際に近隣の委員の方にも相談とかあると思えますけど、その際はぜひよろしくお願ひします。そう言うことでこの件に関しましてはあっせんを申し受けるということでもよろしいですか。では林田委員さん渡邊委員さんよろしくお願ひします。</p> <p>以上本日の議事については以上であります。</p>
議長	<p>それではその他の件に入りたいと思えますけれども、その他の件を事務局よりお願ひしたいと思えます。</p>
事務局	<p>初めにホッチキス止めの活動記録簿についてというのを、内容は去年と一緒になので簡単にですけれども確認として説明しておきます。</p> <p>活動記録簿についてということで、①が月別の活動記録簿に記入するというところで、1 年分お送りしてはいますが事務局が作ったやつが簡単ですよということで、毎月出してもらってるので同じような要領で次年度もお願ひしますということです。②が現地調査を 10 日実施するというところで、必ずしも現地調査ではなくてもよくて、下の方に書いてる貸借の相談とかでも OK なんですけど、一番わかりやすいのが現地を見ることで事務局的にもそれがはかどりやすいので、それを 10 日目標にして頂くと助かります。そして青書きしてありますが総会への出席はカウントしませんということで、書いてもらっても構わないんですけどここにはカウントされないですよということで。ただ推進委員さんで意見を述べた人はカウント OK とかちょっとこまごました決まりはあるんですけど、一応現地を 10 日を目標にして頂ければと思えます。③ですね、貸借の相談などの具体的な内容は冊子に記録し、月別活動記録簿の提出時に添付をするということで、1~3 は翌月の総会までに提出をお願ひします。</p> <p>次のページのその先が記入例と白紙ですね。本当は令和 6 年の 4 月なんですけれども、去年の資料と同じにしています。記入例の所、赤書きしてるところが最適化</p>

活動で青が対象外の活動で、総会とか新聞とか年金はカウントには入らないということになっております。ただ年金は別の調査もあるのでぜひ記録をしてもらいたいなと思って、清心さんとかもし活動をされたら書いていただくと助かります。よろしくをお願いします。

次のページが一覧表ですね。活動の一覧表で、赤で囲っている所がカウントの対象の活動です。この中で黄色で塗っている 1 番の現地確認のイですね、利用状況調査以外の現地確認ということでこれで概ね皆さんのカウントしている活動です。他にもいろいろあるんですけども、これが一番わかりやすいかなというところですね。その次のページが冊子についてる例外ですね。一つ紹介すると記入例 3、圃場でご近所の農家からの相談に対応した場合ということで、サラリーマンの息子が来年定年になるので、新たに 50 a 程の畑を探していると言っていた。できれば〇〇地区で借りたいようだ。ということでこれが出し手・受け手の意向把握でカウントの対象になります。こういうのもあるので参考に載せています。そして冊子についてですけども総会資料にも載せてたんですけども発注したところですね。3 月の総会までにはお配りできるようにお願いしております。これについては以上です。

何かご質問とかないでしょうか。皆さん毎月されているので大丈夫かと思うんですけど。

それでは次に進みます。

次一枚紙で、令和 6 年春の農作業賃金についてということで、こちら去年からほぼ変えておりません。一番下の一般農作業賃金というのが、長崎県の最低賃金が一昨年から昨年 46 円ほど上がっていますのでそれに合わせて×8 時間。898 円になっていますので×8 時間をすると 7,184 円になるんですけども、1 円切り上げて 7,190 円ということで設定をしております。秋の農作業と今一緒の数字で上げております。あとは茶の摘採とか耕運機トラクターとか全く一緒の数字で案を作っておりますけども、皆さんのご意見があれば変更していかないといけないかなと思います。裏面が近地市町を含めた一覧表ですね。6 年度に関してはまだこれから決めるみたいでホームページとかにも載っていなかったもので、令和 5 年令和 4 年あたりを参考に作っております。何かここは上げた方がいいとかないでしょうか。

議長

例えば場所がよかったり悪かったりでもっと 幅を持たせた方がいいとかあればお話しいただければ。

事務局

特にご意見が無ければ一応表の下に米印で書いておりますけども、ただし、上記は標準的な賃金単価であり、双方の合意により、農地・作業等の条件に合わせた賃金を設定することができます。ということで、ここの範囲じゃなくてもできますと軽くは触れていますので、この概要でいって 4 月の広報誌に掲載することになるかなと思います。私からは以上です。

<p>事務局長</p>	<p>すいません、情報提供ということになるんですけど、こういうチラシが新聞の折り込みに最近入っているということで、私も確認はしてないんですけども、家とか土地とか農地を売ってくださいというチラシがこちらは佐賀の業者さんなんですけども、農地と書いてあるので農家の皆さんとかが不安になって農業委員の皆さまにご相談に来られるかもしれないんですけども、これがどういう業者か把握できていないので、いい業者さんなのかもしれないんですけども、こういう折り込みチラシが入っていますよという。県の方にも聞いてはいるんですけど、情報提供ということでよろしくお願ひします。</p> <p>長崎新聞に入ってたみたいです。</p>
<p>議長</p>	<p>一応そう言うことで情報提供ですので、頭に入れていただければと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>その他の件に関しまして皆様か何かございませんか。</p>
<p>清心委員</p>	<p>お疲れ様です。1月の30日に諫早で行われた女性のつどいに事務局の前田さんと行ってまいりました。生協の方で行われ、講演と次年発表そしてグループトークと素敵な会でした。来年はぜひ男性の方も女性のつどいに行きましょう。補足ではないですが感想を前田さんお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>結局清心さんと私の二人だけになってしまいまして、もうちょっと誰か来れたんじゃないのかと思ってたんですけども、私もいろいろ会には参加してきたんですけども、すごい女性主体で女性が頑張ってるなと感じる会議でこれはとても珍しい会議だなど思いながら、あとは皆さん元気でとても楽しい会議だったので、来年はぜひ行ったことない人も行ってみたいんじゃないかなと思いました。面白かったです、ありがとうございました。清心さんが名司会をされていたので、ありがとうございました。</p>
<p>清心委員</p>	<p>来年は行きましょう。そして年金の事ですけど、あと1か月となったんですよ。あと1名誰かいらっしゃらないかなと思ひまして、近所に誰かいらっしゃったら教えてもらったらすぐ駆け付けたいと思うんですけど。39歳の方が加入されたそうで、あと1名なんですよ。誰かいらっしゃったら至急教えてもらったら助かります。この年金は本当に喜ばれる年金なんですよ。若い人でも今はそう思わなくても、もらう時には絶対感謝される年金なので、皆さんよろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。すいません私も女性のつどいには行けず、川棚と波佐見の会長さんも行かれて非常に良かったと言われていました。ぜひ来年は多くの方も参加して頂ければ。何年か前に宮脇さんが会長をされていたときに私も行ったことがあるんですけど、活発な会でぜひ皆さんも参加いただければと思います。よろしくお願ひします。それから年金の方も誰が権利があるのかわからないんで</p>

	<p>すけどもこういう人がいらっしゃいます、というだけでも情報提供があれば行きたいと思いますので。今まで清心委員さんの努力で毎年ノルマをずっとクリアしてきたんですけれども、毎年クリアすればするほど対象者も減ってくるので、情報提供を頂ければそこをまた調べていきたいと思います。言われるように将来的にはいい年金で、昔の農業者年金のイメージがありまして親御さんからすれば入らない方がましと思うかもしれないですけれども、中身も変わってますので、ぜひまずはそういう人がいらっしゃいましたら教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>その他皆さん方からないですかね。</p>
事務局	<p>すいませんあと1点なんですけれども、総会資料の頭の一番下にありますけれども、活動記録簿なんですけれども、3月分の活動記録簿を4月の15日までに提出して頂きたいと思います。追加報酬を払うのにその数字が基礎になりますので、4月の15日までに提出をお願いしたいので、来月の総会で出せるよっていう人はその時に出してもらうのが一番いいかなと思います。また来月も言いますが、早めの提出をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>他になければこれで終わりたいと思いますけれども、次回の総会が3月25日月曜日ということで、時間につきましては配布される資料に掲載されると思います。それでは2月の総会をこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。</p>

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

8番

9番